

政策名：滝沢市犯罪被害者等支援条例（案）

**募集期間：令和7年12月15日（月）
～令和8年1月5日（月）**

担当課：市民環境部防災防犯課



滝沢市 営業係長

さわばん

滝沢市犯罪被害者等支援条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等の被害の回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- （2）犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- （3）市民等 市内に住所を有し、勤務し、又は通学する者をいう。
- （4）事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市の区域内で事業活動を行う者をいう。
- （5）民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- （6）関係機関等 国、岩手県、他の地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に關係するものをいう。
- （7）二次被害 犯罪等による被害を受けた後に、当該被害に係る配慮に欠ける言動、インターネット上のひぼう中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等に生じる精神的な苦痛、心身の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当該支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、市、市民等、事業者及び関係機関等による相互の連携並びに協力の下で行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に実施するものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力す

るよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る手続等に適切に関与することができるよう、その就労、勤務、休暇等について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関との連絡及び調整を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第10条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他必要な施策を行うものとする。

(民間支援団体への支援)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、民間支援団体が犯罪被害者等の支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(意見の反映)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第13条 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

滝沢市犯罪被害者等支援 条例(案)の概要



市民環境部 防災防犯課



滝沢市 営業係長

さくばん

1 条例の必要性について



「誰もが安全で安心して暮らせる地域社会」の実現のためには、犯罪被害者等が直面する心身の負担、生活不安、二次的被害(捜査・裁判の負担、社会からの孤立など)からの回復を支援し、その権利利益を包括的・継続的に保護していく必要があります。

国では、平成16年に犯罪被害者等基本法が制定されて以降、全国的に犯罪被害者等支援に特化した条例(以下、特化条例と記す)の導入が進む中、令和6年に県条例が制定されたことで、犯罪被害者等に偏りのない支援を行うため、県内自治体においても特化条例の制定が急務となっております。

当市としても条例を制定することで、犯罪被害者等の支援について制度化・明確化し、関係機関との連携をより一層図ることで迅速な支援や地域全体の関心向上につなげ、犯罪被害者等の尊厳を守り平穏な生活への回復を後押してまいります。

◆ 条例制定の目的

犯罪被害者やその家族を市全体で支える姿勢を明確に示すこと
全ての市民が安心して生活できる地域社会を実現すること

◆ 期待される効果

支援施策の持続性・継続性の担保
関係機関および府内各部署との連携強化
利用できる施策を一元的に把握し、市民に提示できる

2 犯罪被害者等基本法



【第1条】(目的)

この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって**犯罪被害者等の権利利益の保護を図ること**を目的とする。

【第5条】(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、**その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。**



- ◆ 被害者等の多くは、被害後も住み慣れた地域で生活を送る。
- ◆ 市町村は、地域住民に密着したサービスを提供している。
- ◆ 支援のために応用可能な施策や制度を有し、**地域に密着した市町村が窓口となることで中長期的な支援や他機関と連携した支援が求められている。**

3 犯罪被害者等とは

◆ 定義

- ・ 犯罪被害者等 ～ 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族
- ・ 犯 罪 等 ～ 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

◆ 具体的な被害例

- ・ 生命、身体への被害 ～ 殺人、傷害致死、暴行、不同意性交等、危険運転致死傷など
- ・ そ の 他 の 被 害 ～ 強盗、放火、詐欺、虐待、DV、ストーカー行為、性暴力など



4 犯罪被害者等が抱える問題

◆ 事件による直接的な被害

- 心身の不調 ～ 不眠、頭痛、うつ病、PTSD(心的外傷後ストレス障害)の発症など
- 生活上の問題 ～ 治療や捜査協力(事情聴取・裁判)による欠勤、家事・育児への支障
- 経済的困窮 ～ 医療費、弁護士費用、休職・失職による収入減など

◆ 二次被害(周囲の言動や環境による傷つき)

- 興味本位の質問や中傷
- 心身の状態に沿わない安易な励まし
- 加害者からの報復に対する不安や恐怖



5 条例(案)の概要



第1条(目的)

- ・ 犯罪被害者等の被害の回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる地域社会を実現することを目的とする



第3条(基本理念)

- ・ 犯罪被害者等の尊厳に配慮して適切に行われ、二次被害防止に十分配慮する
- ・ 被害を受けた時から、必要な支援を途切れることなく提供する
- ・ 市、市民等、事業者及び関係機関等が相互の連携・協力して取り組む



市の 責務

第4条(市の責務)

- ・ 関係機関との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施する

市民等の 役割

第5条(市民等の役割)

- ・ 犯罪被害者等の状況及び支援の必要性への理解を深め、二次被害防止に配慮するよう努める
- ・ 市及び関係機関の犯罪被害者等支援施策に協力するよう努める

事業者の 役割

第6条(事業者の役割)

- ・ 犯罪被害者等の状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害防止に配慮するよう努める
- ・ 市及び関係機関の犯罪被害者等支援施策に協力するよう努める
- ・ 被害に係る手続等に適切に関与することができるよう、就労、勤務、休暇等について配慮するよう努める

第7条(相談及び情報の提供等)

- ・ 犯罪被害者等の生活再建のため、各般の問題について相談に応じる
- ・ 必要な情報の提供や助言のほか、関係機関との連絡及び調整を行い支援に繋げる
- ・ 犯罪被害者等支援に係る対応を総合的に行うための窓口を設置する

第8条(経済的負担の軽減)

- ・ 犯罪被害者等の経済的負担軽減のため、必要な支援を行う
※見舞金の支給に関しては、別途、規則で定める

第9条(居住の安定)

- ・ 犯罪等により従前の住居に居住困難となった場合に、必要な支援を行う

第10条(市民等及び事業者の理解の増進)

- ・ 支援の重要性や必要性について市民等及び事業者の理解を深めるための啓発活動等を行う